

議第 1 1 8 号 呉市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

企業留置及び市産業団地の分譲を促進するため「中小企業工場等新增設事業」の助成対象を拡充するほか、コールセンター業や情報通信業の誘致を促進するための「ソフトウェア業等設置事業」及び市内企業の設備投資の促進や市外転出の防止、市民の雇用の場の確保等を図るための「市内企業設備投資促進事業」の助成要件の緩和を行うとともに、事業区分の明確化等のため、各助成事業の名称を変更するものです。

2 改正の内容

(1) 「工場等新增設事業」に係る改正概要

(2)の改正を踏まえて、事業名称を変更するものです。

	現行	変更後
事業名称	工場等新增設事業	工場等新增設事業（新規雇用型）

(2) 「中小企業工場等新增設事業」に係る改正概要

現行の中小企業工場等新增設事業においては、市内中小企業が助成対象であり、雇用従業者数の維持を要件として、市内の公的団地又は工業地域若しくは工業専用地域内に1,000平方メートル以上の工場を新增設する場合に助成することとしています。

この度の改正では、市内の公的団地内の土地に立地する場合に限り、雇用従業者数を維持すれば大企業であっても助成対象とするとともに、事業名称を変更するものです。

また、この事業は、呉市企業立地条例施行規則（昭和56年呉市規則第17号）に基づき、市産業団地及びその他公的団地の土地取得費、固定資産税相当額、設備取得費並びに新規雇用従業者に係る助成措置を講じることとしていますが、同規則の一部改正等により、市産業団地の土地取得費に対する助成金については、その助成措置内容を拡充することとします。

	現行	変更後
事業名称	中小企業工場等新增設事業	工場等新增設事業（雇用維持型）
助成対象	・市内の公的団地内の土地又は都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域若しくは工業専用地域内の土地に立地する市内中小企業	・市内の公的団地内の土地に立地する全ての市内企業 ・都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域又は工業専用地域内の土地に立地する市内中小企業
助成措置 拡充内容 （規則改正等）	市産業団地の土地取得費助成金（市内中小企業に限る。） ア 助成割合 100分の15 イ 限度額 なし	市産業団地の土地取得費助成金（市内大企業も対象となる。） ア 助成割合 100分の30 イ 限度額 なし

(3) 「ソフトウェア業等設置事業」に係る改正概要

現行のソフトウェア業等設置事業においては、コールセンター業や情報通信業等を営む事業者が、市内に事業所等を新增設する場合、10人以上の従業者を新規雇用することを助成の要件としています。

この度の改正では、平成28年度に新設された広島県の助成制度に合わせ、助成の要件について、新規雇用従業者数を3人以上に緩和するとともに、事業名称を変更するものです。

	現行	変更後
事業名称	ソフトウェア業等設置事業	ソフトウェア業等誘致促進事業
助成要件	新規雇用従業者を10人以上雇用すること	新規雇用従業者を3人以上雇用すること

(4) 「市内企業設備投資促進事業」に係る改正概要

現行の市内企業設備投資促進事業においては、市内での操業が10年以上経過した企業が、土地取得代金を除く投下固定資産総額が5億円以上の設備投資をすることを助成の要件としています。

この度の改正では、中小企業に限り助成の要件を緩和し、投下固定資産総額を1億円以上とするものです。

	現行	変更後
助成要件	投下固定資産総額から土地取得代金を控除した額が5億円以上	投下固定資産総額から土地取得代金を控除した額が、中小企業者は1億円以上、その他は5億円以上

3 施行期日

平成29年4月1日

4 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>工場等新增設事業</u> 規則で定める業種の事業者が、市内において1,000平方メートル以上の工場、事務所、流通施設等（以下「工場等」という。）の新設又は増設をし、かつ、新規雇用従業者（常時雇用する従業者で市内に住所を有する者をいう。第3号及び第4号において同</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>工場等新增設事業（新規雇用型）</u> 規則で定める業種の事業者が、市内において1,000平方メートル以上の工場、事務所、流通施設等（以下「工場等」という。）の新設又は増設をし、かつ、新規雇用従業者（常時雇用する従業者で市内に住所を有する者をいう。第3号及び第4号において同</p>

じ。)を中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者(次号及び第4号において「中小企業者」という。)にあつては5人以上,その他の者にあつては10人以上雇用することとなるものをいう。

(2) 中小企業工場等新增設事業 規則で定める業種の事業者(市内において現に自ら工場等を操業している中小企業者に限る。)が,市内の公的団地内の土地又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業地域若しくは工業専用地域内の土地において1,000平方メートル以上の工場等の新設又は増設(以下「新增設」という。)をし,かつ,工場等の新增設後の当該事業者の市内における事業所での雇用従業者の人数が当該新增設前の市内における雇用従業者の人数以上となるものをいう。

(3) ソフトウェア業等設置事業 規則で定める業種の事業者が,市内において事務所等の新設又は増設をし,かつ,新規雇用従業者を10人以上雇用することとなるものをいう。

(4) 本社機能移転等促進事業 規則で定める業種の事業者が,東京都特別区内に存する本社機能等(地域再生法(平

じ。)を中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者(次号,第4号及び第5号において「中小企業者」という。)にあつては5人以上,その他の者にあつては10人以上雇用することとなるものをいう。

(2) 工場等新增設事業(雇用維持型) 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 規則で定める業種の事業者(市内において現に自ら工場等を操業している者に限る。)が,市内の公的団地内の土地において1,000平方メートル以上の工場等の新設又は増設(以下「新增設」という。)をし,かつ,工場等の新增設後の当該事業者の市内における事業所での雇用従業者の人数が当該新增設前の市内における雇用従業者の人数以上となるもの

イ 規則で定める業種の事業者(市内において現に自ら工場等を操業している中小企業者に限る。)が,都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業地域又は工業専用地域内の土地において1,000平方メートル以上の工場等の新增設をし,かつ,工場等の新增設後の当該事業者の市内における事業所での雇用従業者の人数が当該新增設前の市内における雇用従業者の人数以上となるもの

(3) ソフトウェア業等誘致促進事業 規則で定める業種の事業者が,市内において事務所等の新設又は増設をし,かつ,新規雇用従業者を3人以上雇用することとなるものをいう。

(4) 本社機能移転等促進事業 規則で定める業種の事業者が,東京都特別区内に存する本社機能等(地域再生法(平

成17年法律第24号)第5条第4項第4号に規定する特別業務施設に該当する施設の機能をいう。以下同じ。)を市内へ移転し、又は工場等において本社機能等の拡充をする事業であつて、新規雇用従業者を中小企業者にあつては5人以上、その他の者にあつては10人以上雇用することとなるものをいう。

- (5) 市内企業設備投資促進事業 規則で定める業種の事業者(市内において操業を開始した日から10年が経過している工場等を現に自ら操業している事業者に限る。)が、投下固定資産総額から土地取得代金を控除した額が_____5億円以上となる工場等の新設、増設又は設備の更新(以下「設備投資」という。)をし、かつ、設備投資後の当該事業者の市内における事業所での雇用従業者の人数が当該設備投資前の市内における雇用従業者の人数以上となるものをいう。

(公害防止協定)

第6条 工場等新增設事業、中小企業工場等新增設事業

又は市内企業設備投資促進事業に係る助成措置の決定を受けた者は、市長と公害防止協定を締結し、これを遵守しなければならない。

成17年法律第24号)第5条第4項第4号に規定する特別業務施設に該当する施設の機能をいう。以下同じ。)を市内へ移転し、又は工場等において本社機能等の拡充をする事業であつて、新規雇用従業者を中小企業者にあつては5人以上、その他の者にあつては10人以上雇用することとなるものをいう。

- (5) 市内企業設備投資促進事業 規則で定める業種の事業者(市内において操業を開始した日から10年が経過している工場等を現に自ら操業している事業者に限る。)が、投下固定資産総額から土地取得代金を控除した額が、中小企業者にあつては1億円以上、その他の者にあつては5億円以上となる工場等の新設、増設又は設備の更新(以下「設備投資」という。)をし、かつ、設備投資後の当該事業者の市内における事業所での雇用従業者の人数が当該設備投資前の市内における雇用従業者の人数以上となるものをいう。

(公害防止協定)

第6条 工場等新增設事業(新規雇用型)、工場等新增設事業(雇用維持型)

又は市内企業設備投資促進事業に係る助成措置の決定を受けた者は、市長と公害防止協定を締結し、これを遵守しなければならない。